



NPO法人

# 食科協ニュースレター 第179号

## 目 次

【 <a href="#">理事長退任のご挨拶</a> 】	2
	関澤純
【 <a href="#">食科協の活動状況</a> 】	
1. 2018年5月～6月の主な活動(先月報告以降)	3
	関澤純
【 <a href="#">行政情報</a> 】	4
1. 麻痺性貝毒に係る監視指導の強化について	
2. 「国産ジビエ認証制度」の制定について公表	
3. 「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス」の一部改正について	
4. 「食品衛生法等の一部を改正する法律」成立	
5. 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日、法律第46号)公布	
6. 牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について	
	森田邦雄
7. <a href="#">食品安全委員会提供情報</a>	1 2
2018年5月8日第695回から2018年6月5日第699回までの開催分	
	関澤純
【 <a href="#">海外食品安全情報</a> 】	1 6
FDA 栄養成分表示の施行期日を延期	
	榎元徹也

※各リンク先に飛べない場合はURLをコピーペーストして下さい。

平成 30年6月19日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail [8.shokkakyo@ccfhs.or.jp](mailto:8.shokkakyo@ccfhs.or.jp)

## 【理事長退任のご挨拶】

関澤 純

平成 22 年度に前任の林裕造先生よりバトンタッチし、7 年にわたり理事長を務めさせて頂きました。10 周年を機会に提案した食科協コミットメントに記された食品安全の科学的情報共有と意見交換を目標に、会員諸氏と関係諸団体のご協力・ご指導に支えられ、活動を継続できたことを深くお礼を申し上げます。具体的には、毎年の会員研修会、公開講演会、勉強会の開催、毎月のニューズレターと毎週のかわら版発行、外部への意見表明と提言、さらに小生が厚生労働科学研究代表として開発した「食の安全ナビ検定クイズ」のホームページ公開と中国語と英語への翻訳による国際的な活用など、地道な活動を展開してきました。組織的には、北村専務理事、森田邦雄常任理事はじめ、行政や食品関連事業第一線でご活躍の役員諸氏や、ホームページ更新と事務連絡を陰で支えられた事務局の掛江様にも感謝を申し上げます。小生は、食と健康、環境のリスク評価とコミュニケーションを専門とし微力ながら科学情報面のお手伝いをしてきましたが、「賞味期限」も近くなり、新役員の若手の皆さんにバトンタッチし新たな発展を期したいと思います。

さて、食品流通のグローバル化と国際標準化も背景に HACCP の制度化を始めとする食品衛生法の改正、また食品表示法における加工食品の原産地表示義務化など新たな局面を迎えています。食品産業界としても人手不足による AI 技術の導入、あるいはパートさん、外国の方に大きく頼ることが必要になるかも知れません。1 週間まえに厚労省の「日本人の食事摂取基準 2020 年版」策定検討会を傍聴しましたが、今後必然である高齢化と少子化の中で、健康面ではメタボの発症と重症化や老化による衰弱、貧栄養の子供や妊婦さんの健康を守るなど、食のあり方をめぐる喫緊の課題が検討されました。現在、徳島県の食の安全安心審議会会長を務めています。同県は高齢化と人口減少の先進県として、山間地に独り住まいのお年寄りに安全でおいしい食事を供給し、また中小零細中心の食品関連事業の底支えをする体制の整備などを検討しています。私たちは、食品安全の法令順守と外部認証取得で万事 OK という受け身姿勢でなく、食と健康に係る次の時代の課題を見据えた適切な食品安全の推進を目指し、小生も陰ながらお支えして行きたいと思っています。永年のお力添えをありがとうございました。

## 【食科協の活動状況】

### 1. 2018年5月～2018年6月の主な活動

- 5月11日 ニュースレター178号を発行した。
- 5月11日 かわら版145号を発行した。
- 5月15日 常任理事会兼運営委員会を13名の参加で開催した。平成30年度第1回理事会、総会及び会員研修会の開催準備(議題:事業報告案、事業計画案、役員改選案ほか、スケジュールと役割分担、研修会の参加申し込み状況、研修会後の懇親会など)について審議した。国会情勢との関係で基調講演の演者厚労省道野課長のご出席が困難となった場合の対応を検討した。
- 5月18日 かわら版146号を発行した。
- 5月25日 かわら版147号を発行した。
- 5月30日 笈川運営委員が食品衛生レビュー「カット野菜は購入後になるべく洗浄を」を公表した。
- 6月 1日 かわら版148号を発行した。
- 6月 1日 笈川運営委員がサラヤ(株)「衛生の友」vol.65(2018年6月)に「BSEと食品安全機関設立の背景」を掲載した。
- 6月 5日 平成30年度第1回理事会、総会及び会員研修会を日本橋社会教育会館ホールで開催した。理事会は14名(委任状を含む)総会は81名(委任状を含む)の参加で成立し、理事会提出案件はすべて了承された。理事長は関澤純から馬場良雄氏に、専務理事は北村忠夫氏から土肥暁氏に交代、理事も退任5名に新任が3名などとなった。研修会は「食品衛生法等の一部改正について」をテーマに、会員68名、非会員31名の参加で開催、国会審議日程のため参加不能とされた道野英司監視安全課長に代わって、日本食品衛生協会の桑崎俊昭専務理事から「食品衛生法等改正案につて」のご講演あり、森田邦雄常任理事からは「食品衛生行政一私の経験から」の講演がなされ、他ではなかなか聞けない内容もあり参加者の関心は高かった。懇親会は31名の参加で情報交換がされた。
- 6月 8日 かわら版149号を発行した。
- 6月15日 ニュースレター179号を発行予定。
- 6月22日 常任理事会兼運営委員会を開催予定。

## 【行政情報】

### 1. 麻痺性貝毒に係る監視指導の強化について

5月11日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

麻痺性貝毒を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により取り扱っているところ。

本年は、例年麻痺性貝毒による毒化が確認されていなかった海域においても毒化が確認され、各都道府県水産部局による関係団体等に対する出荷自主規制要請が行われており、また、食中毒についても別添のとおり複数事例発生している。

については、水産部局と連携して、出荷規制の徹底を図るとともに、麻痺性貝毒による毒化が確認されていない海域についても、検査を実施し、規制値を超える麻痺性貝毒が検出される貝類が出荷されることのないよう対応をお願いする。

また、検査において規制値を超える貝毒の毒化が認められた場合は、当該海域、貝の種類等を一般に周知する等により漁業者以外の者による採捕、摂食等による事故の発生の防止を図るよう対応をお願いする。

食中毒は、大阪府、アサリ、堺市、ムラサキイガイ、兵庫県、ムラサキイガイ、兵庫県、ミル貝の内臓で発生している。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000205993.pdf>

### 2. 「国産ジビエ認証制度」の制定について公表

5月18日、農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課鳥獣対策室は標記制度を公表した。この制度は、食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的としており、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月厚生労働省策定）に基づいた衛生管理基準の遵守、カットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等を適切に行う食肉処理施設を認証することにより、食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するものである

認証の流れは次のとおり、

- (1) 認証機関の登録を行う組織として、捕獲から処理加工、流通販売までの事業者等から構成される「国産ジビエ認証委員会」を農林水産省が指定。
- (2) 委員会は、認証を希望する食肉処理事業者について、この制度に基づく認証に係る審査等の事務を行う事業者（法人）を、「認証機関」として登録。
- (3) 認証機関は、食品衛生法第52条第1項の規定による食肉処理業の許可を受けたも

のであって、シカ及びイノシシのと体を食用（販売目的以外の自家消費を除く。）として処理し、認証を希望する「食肉処理事業者」について、「認証事業者」及び「認証施設」として認証する。

(4) 認証を受けた認証事業者は、認証施設で認証を受けた工程によって生産されたジビエ製品及び認証施設で認証を受けた工程によって生産されたジビエを使用した加工食品等に、認証マークを表示することができる。

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/180518.html>

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/attach/pdf/180518-1.pdf>

### 3. 「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス」の一部改正について

5月25日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛表記通知を出した。その主な内容は次の通り。

食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定については、「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス」（平成29年3月17日生食監発0622第1号、最終改正平成29年6月22日生食監発0622第1号。）を示しているところです。

これまで、食品等事業者が衛生管理計画を策定するHACCPの内容について、食品衛生法等の一部を改正する法律案の策定を進める中で、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、コーデックスのガイドラインに基づくHACCPの7原則を要件とする「基準A」については「HACCPに基づく衛生管理」、コーデックスHACCPの弾力的な運用を可能とする「基準B」については「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとしたほか、手引書に衛生管理計画の例示を加える等所要の改正を行ったので、御了知いただくとともに、貴管下関係者への周知方よろしくお願ひします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000210005.pdf>

### 4. 「食品衛生法等の一部を改正する法律」成立

3月13日、通常国会に提出されていた「食品衛生法等の一部を改正する法律案」が6月7日の衆議院本会議で可決され、成立した。官報による公布は、今週中の見込み。

衆議院厚生労働委員会ニュース

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/News/Honbun/kourou19620180606026.pdf/\\$File/kourou19620180606026.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/News/Honbun/kourou19620180606026.pdf/$File/kourou19620180606026.pdf)

## 5. 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年 6 月 13 日、法律第 46 号）公布

平成 30 年 3 月 13 日、内閣が通常国会に提出した「食品衛生法等の一部を改正する法律案」については、4 月 13 日参議院本会議において全会一致で可決され、6 月 7 日衆議院本会議においても全会一致で可決され、6 月 13 日官報に搭載され公布された。その概要は次のとおり。なお、施行期日及び経過措置については、最後にある附則を参照されたい。また、各条の上部にある（ ）書きについては、官報にはなく便宜上つけたものである。

第 1 条から第 7 条までは従来通り。

（新開発食品による危害発生の届け出）

第八条 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（第三項及び第七十条第一項において「指定成分等」という。）を含む食品（以下この項において「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。

②都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

③医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が、食品衛生上の危害の発生を防止するため指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査を行う場合において、当該調査に関し必要な協力を要請されたときは、当該要請に応じ、当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければならない。

第 8 条を第 9 条と、第 9 条を第 10 条とする。

（輸入食品の HACCP の取り扱い）

第十一条 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置が講じられていることが必要なものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、当該措置が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

②第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその他厚生労働省令で定める事項を確認するために生産地における食品衛生上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

第10条を第12条と、第11条を第13条と、第12条を第14条とし、第13条及び第14条を削る。

第15条から第17条までは従来通り。

第18条に第3項を加える（器具容器包装のポジティブリスト化）

③器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有することが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない

第19条から第21条までは従来通り。

（広域的な食中毒事案への対策）

第二十一条の二 国及び都道府県等は、食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、及び広域にわたり流通する食品、添加物、器具又は容器包装に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反を防止するため、その行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二十一条の三 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会（以下この条及び第六六条において「協議会」という。）を設けることができる。

②協議会は、必要があると認めるときは、当該協議会の構成員以外の都道府県等その他協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

③協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

④前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 22 条から第 49 条までは従来通り

第 50 条の第 2 項を削る。

(HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理)

第五十一条 厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（第五十四条及び第五十七条第一項において「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組

（小規模な営業者（器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。）その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。

②営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

(注)「食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組」が「HACCP に基づく衛生管理」に、「小規模な営業者その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組」が「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に該当する。

第五十二条 厚生労働大臣は、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。

二食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。

②器具又は容器包装を製造する営業者は、前項の規定により定められた基準（第十八条第三項に規定する政令で定める材質以外の材質の原材料のみが使用された器具又

は容器包装を製造する営業者にあつては、前項第一号に掲げる事項に限る。)に従い、公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

③都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第一項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。

第五十三条 第十八条第三項に規定する政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。

一第十八条第三項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第一項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること。

二第十八条第三項ただし書に規定する加工がされている器具又は容器包装であること。

②器具又は容器包装の原材料であつて、第十八条第三項に規定する政令で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、当該原材料を使用して器具又は容器包装を製造する者から、当該原材料が同条第一項の規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、必要な説明をするよう努めなければならない。

第51条を第54条に、第52条を第55条に、第53条を第56条に改める。

(営業届け出制度)

第五十七条 営業(第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(食品リコール情報の報告制度)

第五十八条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき(次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。)は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、

第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合

二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

第54条から第60条を第59条から第65条に改める。

第六十六条 前条に規定する場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議を行うよう努めなければならない。

第61条から第65条の3までを第67条から第73条までに改める

第七十四条 厚生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保するため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書（輸出する食品の安全性に関する証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を厚生労働大臣が発行するよう求められている場合であつて、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところ、により、輸出食品安全証明書を発行することができる。

②前項の規定により輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

③第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとする。

第七十五条 都道府県知事等は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が発行する輸出食品安全証明書を発行する場合を除き、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

②前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができる。

第66条から第79条までを第76条から第89条までに改める。

附則（概要）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十一条の二条及び第二十一条の三の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

### 三 第五十七条及び第五十八条の規定

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(食品等の輸入に関する経過措置)

第二条 第十一条第一項の規定については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年間は、適用しない。この場合において、同項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物を販売の用に供するために輸入する者は、同項に規定する厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工された食品又は添加物を輸入するよう努めなければならない。

(器具及び容器包装の規制に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具及び容器包装については、新食品衛生法第十八条第三項及び第五十三条の規定は、適用しない。

(公衆衛生上必要な措置に関する経過措置)

第五条 食品衛生法第五十一条第二項に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、旧食品衛生法第五十条第二項の規定により定められた基準によることとする。

(営業の届出に関する経過措置)

第八条 第五十七条第一項の規定による届出をしなければならない営業を営んでいる者は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までに、同項の規定による届出をしなければならない。

## 6. 牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について

6月14日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛表記通知を出した。その主な内容は次の通り。

牛乳等について、異味異臭が生じているとの情報を把握した場合は、当該製品を処理した乳処理業者等に対し、原因究明等の必要な調査、指導を行っていただいているところですが、乳処理施設内に原因が確認されない事例も報告されています。

つきましては、衛生主管部局においては、下記の事項に留意し、食品衛生法第28条第1項に基づき、集乳業者、搾乳業者、乳処理業者等関係施設における衛生管理の調査を実施するようお願いいたします。また、集乳業者及び搾乳業者に対する調査に当たっては、必要に応じて農政主管部局と協力するとともに、関係施設を他の都道府県等が管轄する場合は、管轄する都道府県等と連携し、対応をお願いいたします。

なお、本件に関し、別添のとおり農林水産省から各都道府県の農政主管部局に対し、通知されていることを申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000212294.pdf>

(森田 邦雄)

## 7. 食品安全委員会提供情報

本欄は食品安全委員会の会議開催実績(第 695 回:5 月 8 日開催から第 699 回:6 月 5 日開催分)の委員会議事概要をほぼそのまま参考にして記載させて頂いていますが、正確には食品安全委員会 HP ([https://www.fsc.go.jp/iinkai\\_annai/jisseki.html](https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html)) の当該箇所でご確認ください。

### 7-1 第 695 回食品安全委員会 (2018 (平成 30) 年 5 月 8 日)

主な議事事項及び審議結果から

議 事 : 佐藤委員長ほか委員 6 名出席

議事概要

(1) 委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について、農林水産省から動物用医薬品ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (ドラクシン 25) の説明があり、本件については、「本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度」と考えられ、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨を農林水産省に通知するとした。農林水産省及び担当の山本委員からミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注 100) の説明があり、本件については、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するとした。

厚生労働省から遺伝子組換え食品等 1 品目 CIN 株を利用して生産されたキモシンの説明あり、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議するとした。農林水産省から飼料添加物 1 品目アスタキサンチンの説明があり、本件については本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産省に通知するとした。

(2) 農薬専門調査会における「フルピリミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について、担当の吉田委員及び事務局から説明され、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入るとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼するとした。

(3) 微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル (鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli*)」 (報告) について、担当の山本委員及び事務局から説明あり、本件については、食品安全委

員会において公表し厚生労働省及び農林水産省に対しては、2009年の食品健康影響評価の通知の際に依頼した「適切なリスク管理措置の検討」に加え、今回示した「問題点の抽出及び今後の課題」への対応につき検討するよう通知し、関係者へも情報提供をするよう依頼するとした。リスクプロファイルの内容は消費者庁にも関係することから消費者庁にも通知し、同様の依頼をするとした。

- (4) 動物用医薬品「過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤（ムシオチール）」「サラフロキサシン」に係る食品健康影響評価について事務局から説明され、「過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤（ムシオチール）」については、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、厚生労働省へ通知するとした。「サラフロキサシン」については、「サラフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0064 mg/kg 体重/日と設定した。」との審議結果が了承され農林水産省へ通知するとした。

#### 7-2 第 696 回食品安全委員会（2018（平成 30）年 5 月 15 日）

主な議事事項及び審議結果から

議 事：佐藤委員長ほか委員 5 名出席

議事概要

- (1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における「JSF-07-170-3 株を利用して生産された  $\alpha$ -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について担当の山添委員及び事務局から説明あり、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入るとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼するとした。
- (2) 委員会の意見について、動物用医薬品「ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注 100）」に係る食品健康影響評価について、副担当の山添委員及び事務局から説明あり、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、農林水産省に通知するとした。

#### 7-3 第 697 回食品安全委員会（2018（平成 30）年 5 月 22 日）

主な議事事項及び審議結果から

議 事：佐藤委員長ほか委員 5 名出席

議事概要

- (1) 厚生労働省から農薬 2 品目（[2]はポジティブリスト関係） [1] プロチオホス [2] プロパニルの説明があり、本件について、農薬専門調査会において審議することとなった。

(2)委員会の意見について、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「ビール酵母抽出グルカン」に係る食品健康影響評価について事務局から説明され、「ビール酵母グルカンについては、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。

・農薬「ジフェノコナゾール」「シメコナゾール」「スピロテトラマト」「トリホリン」「ピリオフェノン」「マンデストロビン」「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について、担当の吉田委員及び事務局から説明あり、「ジフェノコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」「シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.09 mg/kg 体重と設定する。」「スピロテトラマトの一日摂取許容量（ADI）を0.12 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重と設定する。」「トリホリンの一日摂取許容量（ADI）を0.023 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.5 mg/kg 体重と設定する。」「ピリオフェノンの一日摂取許容量（ADI）を0.091 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」「マンデストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.19 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」「メタフルミゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.12 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知することとなった。

・農薬「テブフェンピラド」「フルトリアホール」に係る食品健康影響評価について事務局から説明があり、「テブフェンピラドの一日摂取許容量（ADI）を0.0082 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.15 mg/kg 体重と設定する。」「フルトリアホールの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.075 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。

#### 7-4 第698回食品安全委員会（2018（平成30）年5月29日）

主な議事事項及び審議結果から

議 事：山際委員長代理ほか委員5名出席

議事概要

- (1) 肥料・飼料等専門調査会における「アモキシシリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について、担当の山本委員及び事務局から説明あり、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入るとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼するとした。
- (2) 委員会の意見について添加物「イソブチルアミン、イソプロピルアミン、sec-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン、2-メチルブチルアミン」に係る食品健康影響評価について事務局から説明あり、「『香料に関する食品健康影響評価指針』に基づき評価した結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。動物用医薬品及び飼料添加物「サリノマイシン」に係る食品健康影響評価について事務局から説明あり、「サリノマイシンのナトリウム塩としての一日摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。遺伝子組換え食品等「JPBL002株を利用して生産されたプルナーゼ」に係る食品健康影響評価について事務局から説明あり、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。

#### 7-5 第699回食品安全委員会（2018（平成30）年6月5日）

主な議事事項及び審議結果から

議 事：佐藤委員長代理ほか委員6名出席

議事概要

福井内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から挨拶が行われた。

- (1) 委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について、厚生労働省から、遺伝子組換え食品等2品目[1]JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ、[2]JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼの説明あり、本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとした。
- (2) 委員会の意見について、動物用医薬品「ブロムフェノホス」に係る食品健康影響評価について事務局から説明あり、「ブロムフェノホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0025 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタ GHB811（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について事務局から説明あり、遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタ GHB811（食品）」に係る食品健康影響評価については、「『遺伝子組換え食品（種

子植物) の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。

(関澤 純)

## 【海外食品安全情報】

### FDA 栄養成分表示の施行期日を延期

FDA Extends Nutrition Facts Label Compliance Dates (May 3, 2018)

<http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=83066&elqTrackId=B1F0B909CCF90C71B9C490C37BFE6647&elq=de684f93121b4f45bcf9dd8dd45fa211&elqaid=3382&elqat=1>

米国食品医薬品局 (FDA) は、年間 1000 万ドル以上の食品を販売する食品製造者に対し、栄養成分及び栄養補助成分表示の施行期日を 2018 年 7 月 26 日から 2020 年 1 月 1 日へ延期することを公表した。1000 万ドル未満の製造業者は、2021 年 1 月 1 日に延期となる。FDA は、2017 年 9 月に施行期日の延期の提案を公表していたが、これが決定した。パブリックコメントの利害関係者の意見を考慮して、FDA は製造業者のラベル変更に追加時間の必要性を認めた。約 18 ヶ月の期間延長は、この目標を達成し新しい栄養成分表示の移行に十分な時間である。

FDA はまた、すべての製造業者が必要なラベル変更を施行期日までに出来るように支援ガイダンスの整備に努めている。栄養成分に関するガイダンス文書の全リスト (\*) は、FDA ウェブサイトで入手出来る。

(\*) 栄養成分表示の変更に関する製造業者のガイダンス文書

Industry Resources on the Changes to the Nutrition Facts Label

[https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/LabelingNutrition/ucm513734.htm?utm\\_campaign=FDA%20Extends%20Nutrition%20Facts%20Label%20Compliance%20Dates&utm\\_medium=email&utm\\_source=Eloqua&elqTrackId=26f869b37c104130a4406973d566f1f5&elq=de684f93121b4f45bcf9dd8dd45fa211&elqaid=3382&elqat=1&elqCampaignId=2567](https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/LabelingNutrition/ucm513734.htm?utm_campaign=FDA%20Extends%20Nutrition%20Facts%20Label%20Compliance%20Dates&utm_medium=email&utm_source=Eloqua&elqTrackId=26f869b37c104130a4406973d566f1f5&elq=de684f93121b4f45bcf9dd8dd45fa211&elqaid=3382&elqat=1&elqCampaignId=2567)

(榎元 徹也)

以上